

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例骨子（案）の構成



I. 総則

- ① 目的
- ② 基本理念
- ③ 定義



II. 子どもの大切な権利

- ④ 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

III. 大人等の役割

- ⑤ 共通の役割
- ⑥ 市の役割
- ⑦ 保護者の役割
- ⑧ 地域住民の役割
- ⑨ 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- ⑩ 事業者の役割

子どもにやさしいまちづくりの実現

役割の遂行

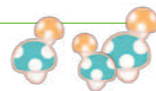
IV. 子どもにやさしいまちづくりの推進

- ⑪ 子どもの意見表明及び参加の促進
- ⑫ 子ども会議
- ⑬ 子育て家庭への支援
- ⑭ 特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援
- ⑮ 子どもへの虐待等に対する取組
- ⑯ 有害・危険な環境からの保護
- ⑰ 子どもの居場所・遊び場づくり
- ⑱ 相談体制

子どもに関する施策の計画検証等

V. 施策の推進

- ⑲ 計画と検証
- ⑳ 体制整備
- ㉑ 広報及び啓発



奈良市 子どもにやさしいまちづくり条例骨子(案)

中間報告 概要版

奈良市の子どもたちが、今を幸せに生き、
夢と希望を持って成長していけるように



平成26年5月
奈良市・奈良市子ども条例検討委員会



奈良市子どもにやさしいまちづくり条例骨子(案)中間報告の概要



奈良市では、すべての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、子ども条例検討委員会を設置し、子ども条例の検討を進めています。この度、この検討委員会から「子どもにやさしいまちづくり条例骨子(案)」中間報告が提出されました。

子ども条例の目的

- この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- 奈良市の子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。

「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが自立するために社会全体が支援することや、安心して子育てのできるまちづくり等を通して、子どもが育つための支援に、社会全体で取り組むという考え方を表しています。

子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮する。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもの権利を尊重することが全ての基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考慮すること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけでなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めただけではなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとすることを表しています。

大人たちの役割

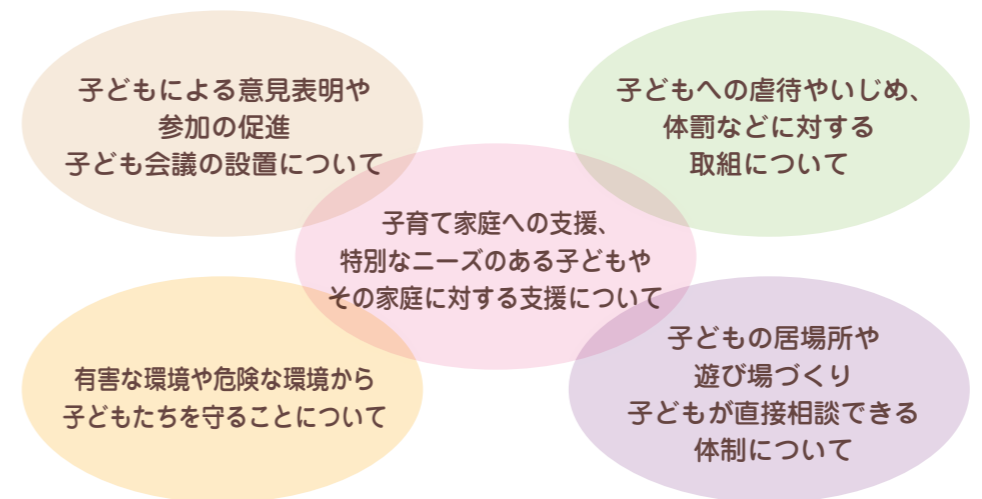
ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を明記しています。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。



ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、総合的な調整を行うための必要な体制整備、広報活動及び啓発活動の実施について掲げています。

